



環 政 第 1 2 8 9 号

令 和 2 年 1 2 月 1 7 日

南 部 広 域 行 政 組 合 理 事 長 新 垣 安 弘 殿

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕



南 部 広 域 行 政 組 合 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業 に 係 る 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る  
知 事 意 見 に つ い て

令 和 2 年 1 1 月 2 日 付 け で 送 付 さ れ た み だ し の 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に つ い て、沖 縄 県  
環 境 影 響 評 価 条 例 第 4 条 の 5 の 規 定 に 基 づ き、別 添 の と お り 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の  
意 見 を 述 べ ま す。

## 南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（以下「配慮書対象事業」という。）は、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター及び島尻環境美化センターの施設の老朽化を背景に、南部広域行政組合の構成市町におけるごみ処理広域化の実現に向けて、当該3施設を一元化した新たなごみ処理施設を整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、八重瀬町南部の太平洋に隣接する都市計画区域外に位置し、現在、畜産業が営まれている。区域周辺には、住居、学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設が複数存在しているほか、区域に隣接する海岸周囲には保安林が分布し、沿岸域は沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅠ（自然環境の厳正な保護を図る区域）となっていることから、生活環境及び自然環境に対して十分に配慮が必要な地域である。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）では、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質、悪臭、景観を選定しており、2つの案ごとに予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動及び低周波音の発生源となり得る焼却設備及び破碎設備等の具体的な仕様はまだ未定ではあるが、本配慮書対象事業の実施に伴う影響要因により、これらの環境要素に影響を及ぼすことが懸念される。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類及び規模並びに配置（以下「配置等」という。）を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

については、施設の配置等の選定に当たっては、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施していただきたい。

## 記

### 1 総論

- (1) 事業実施想定区域では、現在、畜産業が営まれており、従来、畜舎からの悪臭や畜舎排水等の問題が提起されている地域である。については、本配慮書対象事業における環境影響評価を実施するに当たっては、各環境要素において、現況からの環境要素の変化のみに着眼することなく、より良い環境づくりを図る観点を取り入れた上で、本配慮書対象事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

また、事業実施想定区域周辺は貴重な自然海岸が残る地域であることから、区域内に位置する保安林については、関係行政機関等と十分な協議・調整を図った上で、可能な限り改変を回避するよう検討すること。

- (2) 事業実施想定区域では将来的に最終処分場の建設も計画されているが、最終処分場ができるまでの間の畜産業の継続に係る調整状況が明確に示されていないことから、畜産施設の残

置状況によっては、本配慮書対象事業の実施による複合的な影響が懸念される。については、事業計画を検討するに当たっては、畜産業者含め関係者と十分な協議・調整を図ること。また、施設の配置等の選定及び環境影響評価の実施に当たっては、当面の間、畜産業の実施による影響が残る可能性の検討も踏まえた上で、複合的な影響が想定される場合は、その影響についても適切に予測及び評価を行うこと。

- (3) 本配慮書対象事業では、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。

## 2 各論

### (1) 大気質、騒音、振動及び低周波音について

事業実施想定区域周辺には、学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、本配慮書対象事業では、騒音、振動及び低周波音の発生源となり得る焼却設備及び破碎設備が設置されること、並びに廃棄物運搬車両等による交通量の増加が想定されることから、事業の計画段階において、周辺地域への大気質、騒音、振動及び低周波音の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。

については、施設の配置等の選定並びに廃棄物運搬車両の走行ルートの検討に際しては、大気質、騒音、振動及び低周波音による生活環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

### (2) 悪臭について

事業実施想定区域周辺には学校及び住居等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在していることに加え、事業実施想定区域周辺は、従来から畜産業による悪臭問題が続いている地域であり、現況でも悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制基準値を超過する地点も存在することから、悪臭は、格段の配慮を要する環境要素である。加えて、本配慮書対象事業では3市3町の広域から廃棄物運搬車両が集まって走行することが想定されることから、廃棄物運搬車両の走行に伴う周辺地域への悪臭の影響の程度も検討した上で施設の配置等に配慮する必要がある。

については、施設の配置等の選定に際しては、事業実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、廃棄物運搬車両等の走行に伴う悪臭による周辺地域の生活環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

### (3) 景観について

事業実施想定区域の周辺には八重瀬町景観計画において雄大な海岸や海原を望むことができる眺望点とされている「具志頭城址」等の主要な眺望点が存在するほか、複数の住居及び学校等の多くの人が日常的に生活及び利用する施設等が存在する。また、本配慮書対象事業では、最大想定でも50mを超える視認性の高い構造物が生じる事業であることから、本配慮書対象事業の実施により、これら主要な眺望点及び身近な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

については、煙突をはじめとした構造物の配置の検討に当たっては、主要な眺望点及び身近

な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握し、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した上で、景観の変化について配慮するとともに、八重瀬町景観計画との整合を図り、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

### 3 方法書以降において講ずるべき措置について

- (1) 配慮書対象事業に係る位置・規模に関しては、環境衛生関係市町村理事協議会を経て選定した経緯があるが、本配慮書では、事業実施想定区域の選定過程の詳細が示されていない。  
ついては、方法書以降の環境影響評価図書では、対象事業実施区域等の選定経緯を詳細に記載すること。
- (2) 事業計画における余熱の回収利用に当たっては、可能な限り最新の技術を採用し、発電等によって温室効果ガスの低減が図られるよう検討すること。また、廃棄物の排出抑制等、循環型社会の構築に向けた環境教育も併せて実施できる施設整備計画についても検討すること。
- (3) 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資機材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。また、事業実施想定区域は石灰岩地質であることから、ごみピット設置に伴い掘削量の増加が想定される場合は、ランプウェイを設置する等、可能な限り土工量の発生抑制を検討し、水環境及び地形・地質等への影響を回避・低減する計画とすること。
- (4) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設敷地から発生する雨水排水について、処理計画の詳細な内容を明らかにすること。
- (5) 事業実施想定区域及びその周辺の地質は、石灰岩質の基盤となっているが、多孔質で弱い地形と考えられる。また、同区域及び周辺の海岸には離水ノッチ等の重要な地形も存在することから、工事の実施に伴うこれら重要な地形・地質へ影響することが懸念される。ついては、地形・地質を環境影響評価項目として選定することを検討すること。また、地形の改変による影響の程度によっては、地下水等の水象への影響も懸念されることから、必要に応じて、地下水を含めた水象についても環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- (6) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、集水域等を含めた赤土等の対策施設の配置及び処理後排水の放流先について明らかにするとともに、濁水の地下水への流入の可能性の検討も踏まえ、赤土等による水の濁りを環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- (7) 事業実施想定区域に近接する海域は、沖縄県の自然環境の保全に関する指針において、ランクⅠの自然環境の厳正な保護を図る区域となっており、工事の実施に伴う赤土等による水の濁りによるこれら重要な海域への影響が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。ついては、海域生物及び生態系を環境影響評価項目として選定することを検討すること。